

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知（6件）	（治山林道課） 1
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	（県民生活・男女共同参画課） 〈1・21掲示〉 2
○肥料の登録の有効期間の更新	（環境農業推進課） 3
○普通肥料の検査の結果の概要	（ 〃 ） 3
○特殊肥料の検査の結果の概要	（ 〃 ） 3
○農用地利用配分計画の認可の申請	（農地・担い手対策課） 4

告 示

高知県告示第49号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町大西字ハイコ1190、字ニエゴエ1322、1323の2、字ヒラノ1324
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハイコ1190・字ニエゴエ1322・1323の2・字ヒラノ1324（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第50号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字コヤマタ1644の1
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第51号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
長岡郡大豊町立川下名字ササガムネ1653の7
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第52号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
幡多郡大月町小才角字タレミヅ743の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第53号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川東津賀才字トビツキ845、2079、字白タキ2082から2085まで
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字トビツキ845・2079・字白タキ2083・2085（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第54号
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成27年2月3日
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所
香美市物部町楮佐古字カラ谷1745

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成27年1月21日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。
平成27年1月21日(揭示済)
高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年1月8日	変更前 特定非営利活動法人 ぶるーグリーン	宮内 知志	香美市物部町872番地	この法人は、森林環境の保全・河川系のビオトープ形成・自然の持つ公益機能保全者の民間育成、人工林の間伐施業の支援・推進、河川水辺・法面の自然環境調査、木と水に関する豊かな自然環境づくり、過疎集落や地域社会の豊かな生活基盤づくりを行い、地域に住む人々の充実した生活の推進に寄与するために、人口定着や経済基盤確立をめざした地域振興に貢献することを目的とする。
	変更後	〃	〃	この法人は、21世紀の時間を生きる県民として、郷土高知県の自然と資源を基盤とした持続可能な生活活動を推進するために自ら考え行動する活動型高知県民の人材育成の教育を図り、且つ物質的な地域資源の保護・調査・活用を通して、諸々の課題

										に対し、高知県のランドデザインを描き、安心して、豊かな人間の営みを構築するための活動を推進することを目的とする。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第558号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0	該当なし	株式会社 刈谷石灰工業所	高知市五台山2452番地	平成32年 11月19日
高知県第580号	〃	70消石灰	アルカリ分 70.0	〃	土佐石灰 化工協業組合	南国市稲生1328番地	〃
高知県第614号	副産石灰肥料	くみあい粒状副産石灰	アルカリ分 50.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社 古田産業	高知市五台山3983番地5	平成33年 1月19日
高知県第659号	混合有機質肥料	50海草混合有機1号	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.3 加里全量 1.0	〃	〃	〃	平成30年 1月22日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

平成26年11月分

肥料の種類	保証票添付	検査の結果の概要
-------	-------	----------

等	者	肥料の名称	分析検査		保証票の検査	その他の検査	備考
			項目	指摘事項			
消石灰	土佐石灰化工協業組合	65消石灰	主成分－AL				
〃	田中石灰工業株式会社	〃	〃				
有機質肥料	株式会社古田産業	ペレットなたね油粕1号	主成分－TN、TP、TK				

- 備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は、次のとおりである。
 AL－アルカリ分、TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

平成26年12月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	四万十農業協同組合	豚ふん牛ふんオガクズたい肥（モー太とプー子の土の応援団）	TN 2.2% TP 4.1% TK 2.5% C/N 13.0 TZn 610.0mg/kg TCu 200.0mg/kg 水分 23.0%	
〃	土佐町	牛ふんたい肥（たい肥くん）	TN 0.61% TP 0.79% TK 1.5% C/N 29.0 水分 54.0%	

"	土佐れいほく農業協同組合	牛ふんオガクズたい肥（アグネイト21）	TN	1.2%
			TP	3.1%
			TK	3.9%
			C/N	19.0
			水分	31.0%

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、TZn－亜鉛含有量、TCu－銅含有量、水分－水分含有量

2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。ただし、TZn及びTCuの分析値は、乾物当たりの数値である。

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年2月3日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町丙583番地1 マリバール1番館102
近澤 竜也

(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市用石字下東割2096番1、2097番1、2098番1、2099番1、2100番1及び2101番1並びに字五反切2006番1、2007番1、2008番1、2009番1、2010番1、2011番1、2012番1、2013番1、2013番2、2014番1、2015番1、2016番1、2017番1及び2018番1

2 申請年月日

平成27年1月9日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成27年2月3日（火）から同月17日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課